

四国電力株式会社伊方発電所第3号機の工事の計画の
技術基準規則等への適合性に関する審査結果
(第4回分割申請分)

原規規発第1910103号
令和元年10月10日
原子力規制庁

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、四国電力株式会社伊方発電所第3号機の工事計画認可申請（平成30年8月13日付け原子力発第18143号により申請、令和元年7月11日付け原子力発第19151号、令和元年9月13日付け原子力発第19203号及び令和元年10月4日付け原子力発第19236号により一部補正。以下「本申請」という。）に係る工事計画が、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の9第3項第1号に規定する発電用原子炉の設置変更の許可を受けたところによるものであるかどうか、同項第2号に規定する「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであるかどうか、同項第3号に規定する「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第8号。以下「品質管理基準規則」という。）に適合するものであるかどうかについて審査した。

なお、四国電力株式会社（以下「申請者」という。）は、本申請に際して、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第9条第4項の規定に基づき、工事計画の全部につき一時に認可を申請することができないときに該当するとして、全体を計5回に分割して工事計画を申請している。これらのうち、平成29年12月7日付け原子力発第17283号を第1回分割工事計画、平成30年3月16日付け原子力発第17387号を第2回分割工事計画、平成30年5月11日付け原子力発第18047号を第3回分割工事計画、本申請を第4回分割工事計画、令和元年7月11日付け原子力発第19152号を第5回分割工事計画として、それぞれ申請している。

1. 実用炉規則第9条第4項の規定に基づく分割工事計画

申請者は、工事計画認可申請において、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、
[]

原子炉格

納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するために、技術基準規則第53条に基づいた特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）及びその関連施設を設置するとしている。これらの施設は、多種多様で大型の設備を多く設置することに加え、これらの設備を収納するため、□で大型の建屋等を建設することから、工事物量が膨大であり、段階的に工事を進める必要があるとしているため、申請者は、工事計画を分割して申請している。

また、火災、溢水から特重施設を防護するための設備（以下「防護対策設備」という。）については、その防護対象となる一連の特重施設の配置や仕様に基づき設計するとして、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（平成25年6月19日 原規技発第13061920号 原子力規制委員会決定）を踏まえ、防護対策設備の申請及び特重施設全体の防護に係る影響評価を最終の申請となる第5回分割工事計画において行うとしている。

申請者は、それぞれの分割工事計画の内容として、特重施設を構成する設備（以下「特重設備」という。）に応じて、以下のとおり申請している。

（1）第1回分割工事計画として、□に、

- ①原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に係る設備
 - ②原子炉内の溶融炉心の冷却機能に係る設備
 - ③原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能に係る設備
 - ④原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に係る設備
 - ⑤原子炉格納容器の過圧破損防止機能に係る設備
 - ⑥水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能に係る設備
- の一部を設置する。

（2）第2回分割工事計画として、□に、

- ①原子炉内の溶融炉心の冷却機能に係る設備
 - ②原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能に係る設備
 - ③原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に係る設備
- の一部を設置する。

（3）第3回分割工事計画として、□に、

- ①原子炉内の溶融炉心の冷却機能に係る設備
 - ②原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能に係る設備
 - ③原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に係る設備
 - ④原子炉格納容器の過圧破損防止機能に係る設備
- の一部を設置する。

(4) 第4回分割工事計画（本申請）として、
[]
[]を設置する。

(5) 第5回分割工事計画として、
[]に、
①原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に係る設備
②原子炉内の溶融炉心の冷却機能に係る設備
③原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能に係る設備
④原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に係る設備
⑤原子炉格納容器の過圧破損防止機能に係る設備
⑥水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能に係る設備
⑦サポート機能のうち電源設備、計装設備、通信連絡設備
⑧火災防護対策設備、溢水防護対策設備、津波防護対策設備
を設置する。

申請者は、それぞれの分割工事計画において、実用炉規則第9条第2項及び第3項の規定により設備別記載事項とそれらの基本設計方針を記載した工事計画に添付書類を付して申請しており、設備別記載事項には各設備の種類、個数、容量などの具体的な仕様を、基本設計方針には施設・設備ごとに設置変更許可の設計方針及び技術基準規則で要求される機能を確保するための設計方針を記載している。

なお、規制庁は、このうち第1回分割工事計画について、原子炉等規制法第43条の3の9第1項の規定に基づき、平成31年3月25日付け原規規発第1903256号にて認可している。

2. 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号への適合性

規制庁は、工事計画認可申請書添付書類「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」から、

- (1) 工事計画のうち申請対象構造物の仕様に関する事項は、伊方発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（平成28年1月14日付け原子力発第15204号により申請、平成29年2月1日付け原子力発第16329号及び平成29年8月21日付け原子力発第17167号により一部補正。平成29年10月4日付け原規規発第1710043号にて許可。以下「設置変更許可申請書」という。）に記載された申請対象構造物の仕様と整合していること
 - (2) 工事計画のうち申請対象構造物の基本設計方針は、設置変更許可申請書の設計方針と整合していること
- を確認した。なお、工事計画の基本設計方針と設置変更許可申請書の設計方針の間には一部に

記載の差があるが、これらについて、工事計画における詳細設計の結果によるものであり、設置変更許可申請書の設計方針に基づいていることを確認した。

規制庁は、上記の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号の規定に適合していると認める。

3. 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号への適合性

規制庁は、本申請の技術基準規則各条文への適合性の確認に当たって、

技術基準規則のうち [] に適用される各条文に対して、

① [] の具体的な設計として、基本設計方針が特重施設の機能を維持するために必要な構造・強度及び機能・性能を有しているかどうかの観点から、主に基本設計方針が技術基準規則に適合するものであるかどうかについて審査した。

また、本申請は分割工事計画であることから、本申請及び後続の分割工事計画について、②から⑤の方針に従って審査する。

②実用炉規則第9条第4項の規定による「当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類」のとおり分割工事計画の各申請において申請されるべき設備が申請されることとなっているかどうか、及び、分割工事計画のうち最終の申請となる第5回分割工事計画の審査において、特重施設及びその関連施設を設置する工事に係る工事計画の全体を通じて申請されるべき全ての設備が申請されているかどうかをそれぞれ確認する。

③第5回分割工事計画の審査においては、火災防護対策設備、溢水防護対策設備がその防護対象となる特重設備の配置や仕様に基づいて設計されているかどうか、特重施設全体の防護に関する影響評価が的確に実施されているかどうかをそれぞれ確認する。

④分割工事計画の認可に当たっては、既認可の分割工事計画と設備設計上の不整合を生じていないことを確認し、設備設計上の不整合がある場合には、認可しない。

⑤本申請のうち、②に関連する部分を除き、他の分割工事計画に影響を及ぼさないことを確認する。

規制庁は、本申請の技術基準規則各条文への適合性を以下の（1）から（10）のとおり確認した。技術基準規則各条文への適合性を審査する際に確認した書類を別添1に示す。

（1） 第8条（立ち入りの防止）

規制庁は、申請対象構造物について、別添1に掲げる書類から、

①保全区域及び周辺監視区域について、人がみだりに立ち入ることを制限する等とするため柵又は塀等を用いて適切に管理する設計としていることを確認したことから、第8条の規定に適合していると認める。

(2) 第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）

規制庁は、申請対象構造物について、別添1に掲げる書類から、

①原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、人の容易な侵入を防止する柵等の障壁により防護するとともに、人の接近管理及び出入管理が行える設計をしていること

②原子炉施設に不正な爆発性又は易燃性を有する物件等の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検が行える設計をしていること

を確認したことから、第9条の規定に適合していると認める。

(3) 第10条（急傾斜地の崩壊の防止）

規制庁は、申請対象構造物について、別添1に掲げる書類から、

①急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地崩壊危険区域でない地域に設備を施設する設計としていること

を確認したことから、第10条の規定に適合していると認める。

(4) 第49条（重大事故等対処施設の地盤）

規制庁は、申請対象構造物について、別添1に掲げる書類から、

①申請対象構造物を十分に支持することができる地盤に設置するため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、設計基準対象施設の工事計画認可において実績のあるJ E A G 4 6 0 1又はそれ以外の規格及び基準等に基づく手法を準用して、弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力のいずれか大きい方の地震力及び基準地震動による地震力のそれが作用した場合においても、接地圧に対して十分な支持力を有する地盤としていること

②地盤の極限支持力度について、設置変更許可申請書における岩種・岩級ごとの数値を適用することとしていること、また、設置変更許可申請書に記載のない岩種・岩級に対して、安全上適切と認められる規格及び基準等に基づいて設定することとしていること

③申請対象構造物の地盤について、弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力のいずれか大きい方の地震力が作用した場合の接地圧に対する許容限界として、地盤の極限支持力度を基に、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を設定することとしていること、また、基準地震動による地震力が作用した場合の接地圧が、地盤の極限支持力度に対して妥当な安全余裕

を有する地盤としていること
を確認した。

規制庁は、①から③の事項を確認したことから、第49条の規定に適合していると認め
る。

(5) 第50条（地震による損傷の防止）

① 耐震設計の基本事項

- 規制庁は、申請対象構造物について、別添1に掲げる書類から、
- a. 設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、設計基準対象施設の工事計画認可において実績のあるJEAG4601又はそれ以外の規格及び基準等に基づく手法を準用し、特重施設に求められる地震力に対して、原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要となる機能を維持する設計としていること
 - b. 基準地震動を一定程度超える地震動に対する頑健性を高める設計としていることを確認した。

② 施設区分

- 規制庁は、申請対象構造物について、別添1に掲げる書類から、
- a. 原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な機能を踏まえた上で、設計基準対象施設と同様に要求される機能の役割に応じて、特重施設の間接支持構造物に区分していることを確認した。

③ 地震力の算定方法

- 規制庁は、申請対象構造物について、別添1に掲げる書類から、
- a. 静的地震力について、設置変更許可申請書の耐震設計で示された静的地震力の算定方針に基づき、申請対象構造物の振動特性及び地盤の種類を考慮するなどして、適切に算定していること
 - b. 動的地震力について、地震応答解析の適用性及び適用限界等を考慮して解析手法を選定するとともに、申請対象構造物及び地盤の構造特性、振動特性、相互作用等を考慮して解析条件を設定した上で、入力地震動評価及び地震応答解析を実施して、特重施設に求められる地震力を適切に算定していること、また、動的地震力の算定に当たって、申請対象構造物の剛性及び地盤の剛性のばらつき等を適切に考慮していることを確認した。

④ 荷重の組合せ

規制庁は、申請対象構造物について、別添1に掲げる書類から、荷重の組合せについて、申請対象構造物に作用する地震力と、重大事故等時の状態であって、特重施設が待機している状態又は重大事故等時の状態であって特重施設を使用している状態で申請対象構造物に作用する荷重等の地震力以外の荷重を適切に組み合わせていること、また、地震以外の自然現象による荷重との組合せについて、

a. 地震荷重と積雪荷重の組合せを考慮していること

b. 地震荷重と津波荷重の組合せについて、

を確認した。

⑤ 許容限界

規制庁は、申請対象構造物について、別添1に掲げる書類から、

a. 申請対象構造物の強度評価における許容限界について、安全上適切と認められる規格及び基準等に基づき、機能を維持又は構造強度を確保する設定としていることを確認した。

⑥ 基準地震動を一定程度超える地震動に対する頑健性

規制庁は、申請対象構造物について、別添1に掲げる書類から、基準地震動を一定程度超える地震動に対する頑健性を高めるために、

a. 新設のものとして、基準地震動に対して、1.2以上 の設計裕度を確保する設計としていることを確認した。

規制庁は、①から⑥の事項を確認したことから、第50条の規定に適合していると認める。

(6) 第51条（津波による損傷の防止）

規制庁は、申請対象構造物について、別添1に掲げる書類から、

①津波による損傷の防止に係る基本設計方針が設置変更許可申請書の設計方針に基づくものとしていることを

確認したことから、第51条の規定に適合していると認める。

(7) 第52条（火災による損傷の防止）

① 火災区域及び火災区画の設定

規制庁は、申請対象構造物について、別添1に掲げる書類から、

- a. 特重施設を設置する区域を火災区域として、また、火災区域を特重施設及びその他
の発電用原子炉施設の配置並びに壁を考慮して分割したものを火災区画として設定
すること

を確認した。

規制庁は、①の事項及び火災による損傷の防止に係る基本設計方針が設置変更許可申請書の設計方針に基づいていることを確認したことから、第52条の規定に適合していると認め
る。

なお、火災による損傷の防止として、火災の感知及び消火に係る設計並びに特重施設の防
護に関する影響評価については、第5回分割工事計画の審査において行う。

(8) 第53条（特定重大事故等対処施設）

(8)－1 特定重大事故等対処施設の設置（第53条第1号関係）

① 基本事項

規制庁は、申請対象構造物について、別添1に掲げる書類から、

- a.
-
-

- b. 第49条第4号に基づく地盤上への設置並びに第50条第1項第4号及び第51条
の要求事項を満たす設計としていること
を確認した。

② 大型航空機の特性

規制庁は、別添1に掲げる書類から、

- a.
-
-
-

を確認した。

③ 評価対象の設定

規制庁は、申請対象構造物について、別添1に掲げる書類から、

- a.

を確認した。

④ 大型航空機衝突影響評価における構造評価

規制庁は、申請対象構造物について、別添 1 に掲げる書類から、大型航空機衝突時の構造評価として、

a.

b.

を確認した。

⑤ 地盤の支持、地震による損傷の防止及び津波による損傷の防止の要求事項を満たす一の施設

規制庁は、申請対象構造物について、別添 1 に掲げる書類から、

a. 地盤の支持、地震による損傷の防止及び津波による損傷の防止の要求事項を満たすことをそれぞれ第 49 条（重大事故等対処施設の地盤）、第 50 条（地震による損傷の防止）及び第 51 条（津波による損傷の防止）への適合性で確認しており、一の施設とする設計としていること

を確認した。

規制庁は、②から④の事項から大型航空機衝突影響評価の手法は「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド」（平成 26 年 9 月 17 日 原規技発第 1409177 号 原子力規制委員会決定）を踏まえていることを確認した上で、①から⑤の事項から原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計としていることを確認したことから、第 53 条第 1 号の規定に適合していると認める。

(9) 既工事計画等への影響

規制庁は、申請対象構造物について、別添 1 に掲げる書類から、

①本申請については、第 8 条（立ち入りの防止）、第 9 条（発電用原子炉施設への人の不法

な侵入等の防止)、第10条(急傾斜地の崩壊の防止)及び第13条(安全避難通路等)に対して、既工事計画で認可した建屋内の区画や通路などの設計に変更がないとしていることから、いずれも既工事計画における当該条文の規定への適合性に影響を与えない設計としていることを確認した。

(10) 本申請以外の分割工事計画との整合

規制庁は、

①実用炉規則第9条第4項の規定による第1回分割認可申請の「当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類」に記載された第4回分割認可申請対象の工事計画の概要が、本申請及び第5回分割工事計画に不整合なく分割申請され、また既に申請を受けた第2回、第3回及び第5回分割工事計画の概要が本申請の「当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類」に記載された第2回、第3回及び第5回分割工事計画の概要と不整合がないこと

②別添1に掲げる書類から、第1回及び本申請の申請対象構造物の基本設計方針に不整合がないこと

③本申請の審査を先行させることができ、第5回分割工事計画の審査において確認する火災防護及び溢水防護に関する事項を除く第2回、第3回及び第5回の分割工事計画に影響を及ぼさないことを確認した。

規制庁は、上記の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号の規定に適合していると認める。

4. 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第3号への適合性

規制庁は、設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に係る適合性の確認に当たって、

- (1) 品質管理の方法として申請された品質保証計画の内容の品質管理基準規則の各要求事項への適合性
- (2) 本申請に係る設計に係る実績が、上記で確認した品質保証計画により実施されたこと及び工事、検査に係る計画が同計画により計画していることについて審査した。

規制庁は、設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に係る適合性を以

下の（1）及び（2）のとおり確認した。

（1）品質管理基準規則への適合性

規制庁は、申請された品質保証計画から、品質保証の実施に係る組織、保安活動の計画、保安活動の実施、保安活動の評価及び保安活動の改善に係る事項について、品質管理基準規則の要求事項にのっとり、安全文化を醸成するための活動、業務プロセス、不適合の報告及び処理等を定めていることを確認したことから、品質管理基準規則の要求事項に適合していることを確認した。

（2）設計等業務の計画、実施に係る確認

規制庁は、工事計画認可申請書添付書類「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」から、

- ①本申請の対象は広範囲に及ぶため、[]の責任の下、設計に必要な資料の作成を行うための体制を定め、設計に係る活動を実施するとしていること
- ②基本設計方針の作成において、技術基準規則及び設置変更許可内容から求められる要求事項が漏れなく適用されるよう、工事計画認可対象設備の選定、要求事項との関係を整理した対比表を作成するなどの業務手順を定め、それに従い業務を実施していること
- ③対象設備の詳細設計において、設計基準対象施設、重大事故等対処施設（特重施設を除く。）及び特重施設に係る関連工事において追加・変更となる設備・運用に対して新規基準適合性確認を行う業務については、基本設計方針に基づいて、現状の設備を管理する設備図書等を用いて、系統構成、仕様、構造、強度、耐震、耐環境、配置設計を実施して設計図書を作成する業務手順を定め、それに従い実施していること
- ④詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理として、解析業務については、調達により実施する場合及び自社により実施する場合に区分し、解析の実施及び解析コードの検証、解析を実施した者以外の者によるダブルチェックを含むデータ管理を行うなどの業務手順を定め、それに従い業務を実施していること
- ⑤設計結果については、本店組織の設計を主管するグループが当該設備の設計に係る専門家とともにレビューを行い、当該業務を直接実施した者以外の者による検証を実施した上で、承認を行っていること
- ⑥工事計画認可申請書に係る申請本文、添付資料等の作成に当たっては、基本設計及び詳細設計の結果を基に作成する手順としていること
- ⑦工事については、本申請に係る設計以降に行う具体的な設備の設計及び工事の実施に区分し、具体的な設備の設計は本店組織の設計を主管するグループ、工事の実施は伊方発電所の工事を主管する課で実施する体制としていること
- ⑧検査に係る組織について、伊方発電所内において発電所長を統括責任者とし、検査内容、手法等に対する指導、監督を行う各主任技術者（発電用原子炉主任技術者、ボイラ・タービン主任技術者及び電気主任技術者をいう。）、品質保証責任者、検査責任者及

び検査担当者等で構成し、検査担当者は、当該工事の主担当者から独立した者が実施する体制としていること

⑨適合性確認検査について、設計結果を含む技術基準適合性を確認することを目的とし、系統構成、仕様、構造、強度等の設計結果に基づいて、機能・性能検査、材料・寸法検査、耐圧・漏えい検査等の検査項目により実施する計画としていること

⑩各検査項目に対する適合性確認検査の実施について、検査方法、判定基準等を明確にした検査要領書を作成し、実施するとしていること、また、通常の検査方法を用いた場合に既存の原子炉施設に悪影響を及ぼす場合には、検査目的に対する代替性の評価を実施した上で、代替検査を計画するとしていること

を確認したことから、本工事に係る設計の実績が品質保証計画に基づき実施されたこと並びに工事及び検査が同計画により計画されていることを確認した。

規制庁は、上記の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第3号の規定に適合していると認める。

5. 審査結果

規制庁は、2. から4. の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項各号のいずれにも適合しているものと認める。

技術基準規則各条文への適合性を審査する際に確認した書類(設計基準対象施設)

(注1)「〇」は、技術基準規則各条文への適合性を審査する際に確認した書類
(注2)最上行において灰色の技術基準規則条文は、本申請において適合性を確認する必要がない条
(注3)書類名は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づく名称(略称を含む)を記載

技術基準規則各条文への適合性を審査する際に確認した書類(重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設)

別添1

書類名	第49条 (重大事故等対処施設の地盤) (地震による損傷の防止)	第50条 (津波による損傷の防止)	第51条 (火災による損傷の防止)	第52条 (特定重大事故等対処設備) (安全弁及び構造)	第53条 (特定重大事故等対処設備) (材料及び構造)	第54条 (耐圧試験等)	第55条 (使用中の重りによる破壊の防止)	第56条 (緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)	第57条 (安全弁等)	第58条 (耐圧試験等)	第60条 (原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)	第61条 (原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)	第62条 (原子炉ヒートシングル冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)	第63条 (原子炉格納容器内の冷却等のための設備)	第64条 (原子炉格納容器の過圧破裂を防止するための設備)	第65条 (原子炉格納容器の過圧破裂を防止するための設備)	第66条 (原子炉格納容器の過圧破裂を防止するための設備)	第67条 (水素爆発による燃料貯蔵槽のための設備)	第68条 (水素爆発による燃料貯蔵槽のための設備)	第69条 (水素爆発による燃料貯蔵槽のための設備)	第70条 (工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)	第71条 (重大事故等の収束に必要な水の供給設備)	第72条 (電源設備)	第73条 (計装設備)	第74条 (運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)	第75条 (監視測定設備)	第76条 (緊急時対策所)	第77条 (通信連絡を行うための必要な設備)	第78条 (準用)	
工事計画	○	○	○	○	○																									
当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類	○	○	○	○	○																									
主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図					○																									
発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	○	○		○																										
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書																														
安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書																														
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書																														
発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書																														
耐震性に関する説明書	○	○																												
強度に関する説明書																														
機器等の配置を明示した図面及び系統図																														
構造図																														
発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書																														
通信連絡設備に関する説明書																														
安全避難通路に関する説明書																														
非常用照明に関する説明書																														
原子炉本体																														
原子炉本体																														
原子炉冷却																														
系統炉冷卻																														
計測制御系																														
統施																														
放射線管理施設																														
原子炉格納施設																														
原発その他の原発そ																														
設附子電の設属炉用他																														

(注1)「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査する際に確認した書類

(注2)最上行において灰色の技術基準規則条文は、本申請において適合性を確認する必要がない条文(なお、第72条から第78条まで(第75条を除く)は、分割申請により本申請では申請対象外となっているもの)

(注3)書類名は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づく名称(略称を含む)を記載